

託送料金制度改革（相互扶助制度） の検討状況について

令和 2 年 11 月 5 日

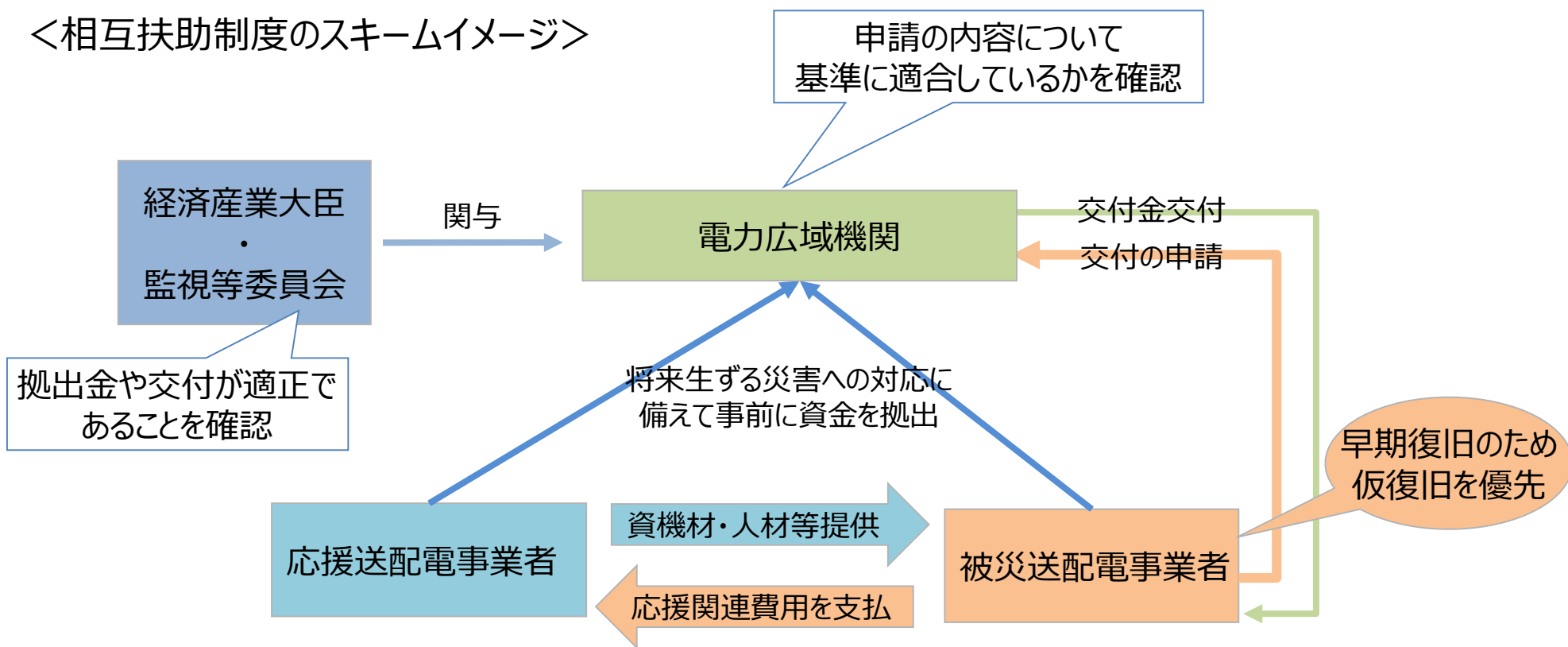
資源エネルギー庁

- 災害復旧費用の相互扶助制度は、電力レジリエンスWG、および本小委員会での議論を経て、本年成立した改正電気事業法において電力広域機関の業務として制度の創設が盛り込まれたところ、託送料金制度改革に先立ち、2021年4月1日より法令が施行される。
- 電力レジリエンスWGにおいて、交付対象となる災害の基準等の制度詳細について議論されてきたところ、各事業者からの拠出等の論点については、託送料金制度改革の議論とも関連することから、引き続き検討することとされている。
- 本日は料金における相互扶助制度の基本的な取扱い等、託送料金制度と関連がある以下の論点について、ご議論いただきたい。
 - ① 託送料金における相互扶助制度の基本的な取扱い
 - ② 積立・拠出方法と見直しのタイミング
 - ③ 拠出金額の基本的な考え方
 - ④ 新託送料金制度の開始前における拠出金の取扱い

(参考) 災害復旧費用の相互扶助制度の創設

- 被災電力事業者は一定の基準を満たした災害時において発生した①他電力等からの応援に係る費用、②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用について、**相互扶助制度の適用**を受けることができる。

<相互扶助制度のスキームイメージ>



(参考) 相互扶助制度と託送料金改革に関連する議論

第11回電力レジリエンスWG (2020年6月16日)

(大橋委員)

- 相互扶助制度に関わる点で、この拠出金の会計上の取り扱いについて、託送料金制度改革において、手当てをするということを示す必要がある。

(松村委員)

- 託送料金制度改革の文脈で、今回のルール改定を取り組んでいく必要がある。ルール変更に伴い、託送料金に反映していかなければならない。
- コストが適切に回収できるようにするのは当然のこととして、拠出金が託送料金制度改革に先立って始まるというようなことで、それは持ち出しではないか、電気事業者がコストを回収できなくなるのではないか、という誤解があるのではと懸念。
- 確かに拠出金は払うが、被災時に返金されるので、電力セクター全体でみると、払う金額ともらう金額があるため、本来キャンセルするはず。拠出金と比較して、もらう金額に多寡はあるが、相互扶助自体は電力セクター全体として持ち出しになるような類のものではなく、緊急性が高いものではない。
- 託送料金の抜本的な改革は重要なことであり、相互扶助制度のみにとらわれず、全体を通じてきちんと取り組む必要があり、パッチワークのようにここだけ抜き出して、託送改革をするなどという必要も全くない。

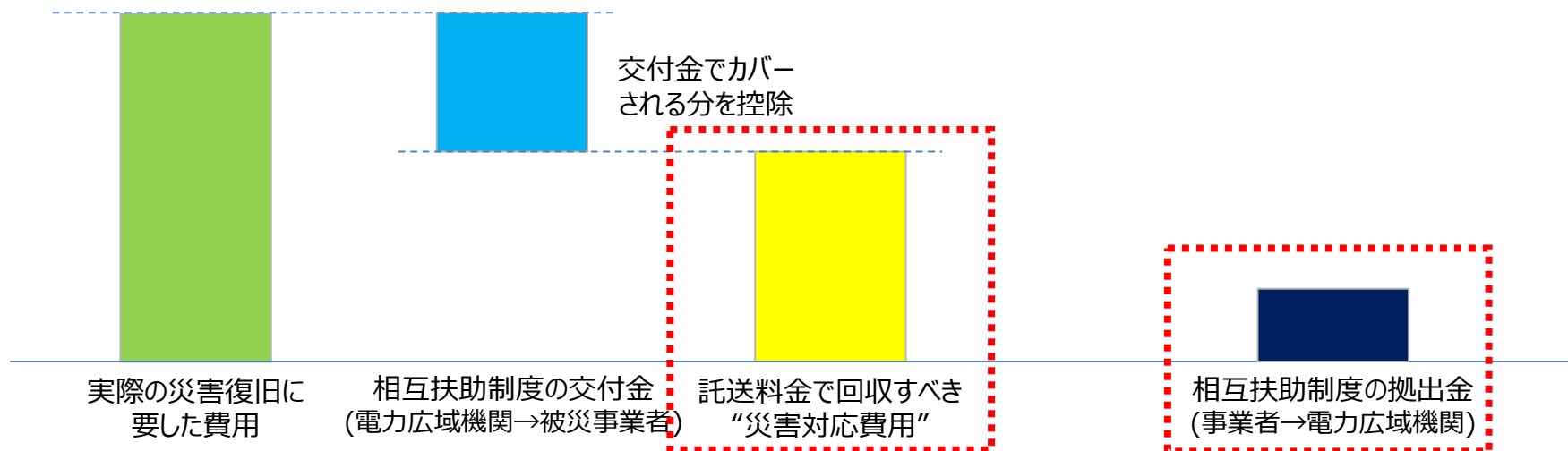
(曳野電力基盤整備課長)

- 相互扶助制度の会計上の取り扱い、あるいは料金上の手当てについては、現状でも託送料金のなかで災害対策という形で算入されている。相互扶助制度ができるからといって、料金制度上の負担が増えるということではない。

① 託送料金における相互扶助制度の基本的な取扱い

- 相互扶助制度における交付金（電力広域機関から被災送配電事業者へ交付）と拠出金（各送配電事業者が電力広域機関へ積立）の基本的な取扱い方針を以下としつつ、レベニューキャップ制度における詳細は、他の内容と一体として、電力・ガス取引監視等委員会において議論することとしてはどうか。
 - 交付金については、実際に災害復旧に要した費用の一部をカバーすることから、レベニューキャップに算入すべき金額を見積もる上では、**実際に要した費用から相互扶助制度の交付金分を控除した額を扱う**
 - 拠出金については、制度を運用する電力広域機関において、**制度の運用状況等に応じた拠出金額の見直しや拠出の一時停止等の判断がなされる**ことを踏まえて、レベニューキャップ制度上での扱いを検討

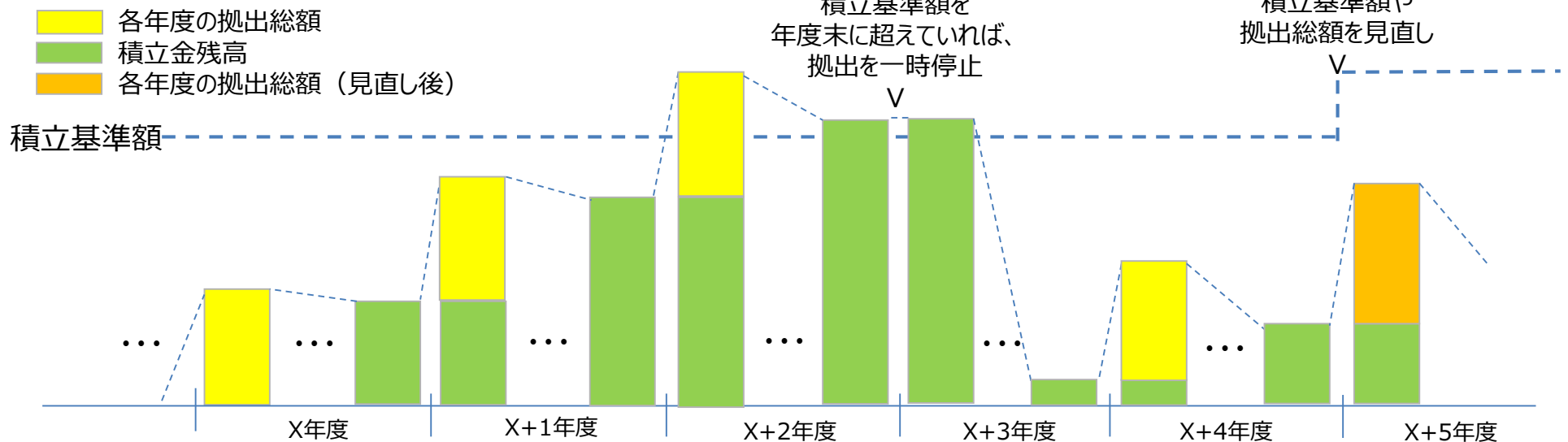
< 託送料金での回収イメージ（点線枠） >



②積立・拋出方法と見直しのタイミング

- 相互扶助制度の拋出金について、拋出額が毎年大きく変動する場合には託送料金上でも影響を考慮する必要があることから、過度な積立てを防ぐために設定する積立基準額を超えるまでは、全社の拋出総額※としては毎年一定の拋出としてはどうか。（年度末に積立基準額を超えている場合には拋出を一時停止）
※各社の拋出額は、需要規模に応じて変動しうる。
- その上で、本制度を運用する電力広域機関においては、料金洗い替えと同様5年毎を基本に、積立基準額や毎年の拋出総額等を見直すこととしてはどうか。
- また、積立額が大幅に不足し、被災事業者が速やかに交付金を受け取れない状況が継続することは望ましくないため、その場合には、定期見直しを待たずに金額等を見直すこととしてはどうか。

<相互扶助制度 運用イメージ>



③ 拠出金額の基本的な考え方

- 毎年の拠出金額は、制度を安定的に運用するため、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生するような大規模な災害にも対応するための積立分を考慮して設定する必要がある。
- このため、まずは当面の積立基準額と毎年の拠出金額を以下のように考えてはどうか。
 - 積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定。
 - その上で、毎年の拠出総額は、(1) 過去の実績から想定される1年あたりの平均交付金額に、(2) 数年に一度発生するような大規模な災害に対応するための積立分を加算して設定した上で、拠出金額の見直しの際には、制度運用開始後の実績を反映。

<上記の考え方に基づいた試算例>

積立基準額：数年に一度発生するような特に大規模な災害でも積立額を確保する観点から、2019年度の交付総額概算を踏まえれば**約90億円**

(1) 毎年発生する災害への対応分については、災害復旧修繕費実績（約38億円/年※）の約4割と想定すると**約15億円/年**

※2010～2019年度分の平均値。特別損失計上の災害は含まれない。

(2) 積立基準額が約90億円の場合、全国大では2年に1回程度発生していることから、2年間で積み立てるとすると**約45億円/年**

⇒**拠出総額 約60億円/年**

災害名 (主な被災事業者)	対象費用 (概算)	交付総額 (概算) [対象費用×0.9]	(参考) 電力会社の公表額等※1
2018年北海道胆振東部地震 (北海道電力)	<u>9.8億円</u>	<u>8.8億円</u>	<u>40億円</u>
2018年台風21号 (関西電力)	<u>22.6億円</u>	<u>20.3億円</u>	<u>102億円</u>
2018年台風24号 (中部電力)	<u>26.6億円</u>	<u>23.9億円</u>	<u>40億円</u>
2019年台風15号 (東京電力)	<u>86.7億円</u>	<u>78.1億円</u>	<u>124億円</u>
2019年台風19号・21号 (東京電力)	<u>17.7億円</u>	<u>15.9億円</u>	<u>42億円</u>
合計	<u>163.4億円</u>	<u>147億円</u>	<u>348億円</u>

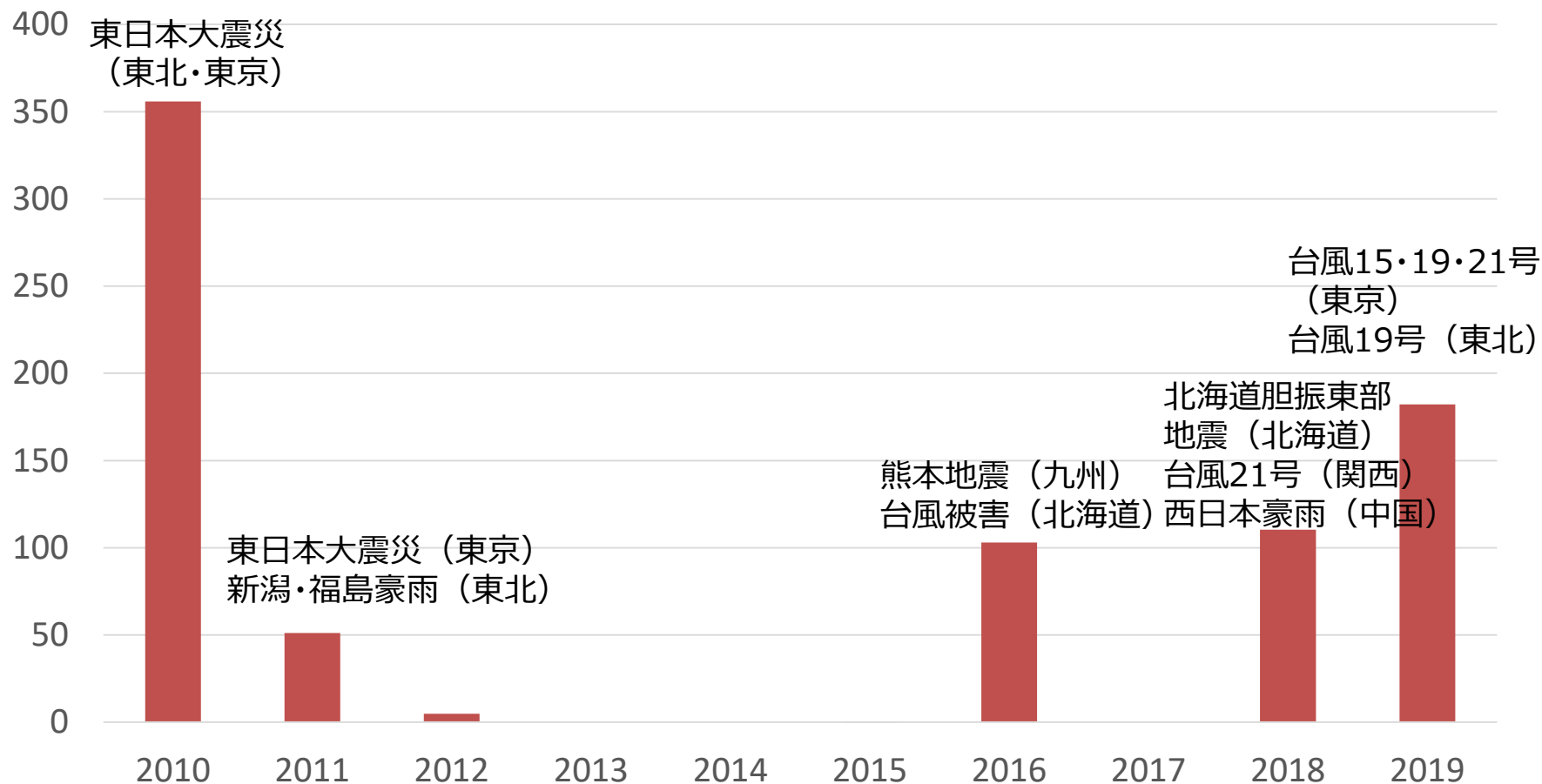
⇒交付総額は、損失額の約4割に相当

(参考) 災害に起因する特別損失の発生額

- 直近10年間における災害に起因する大手電力会社（送配電部門）の特別損失の発生は以下の通り。

災害に起因する特別損失の発生

金額（億円）



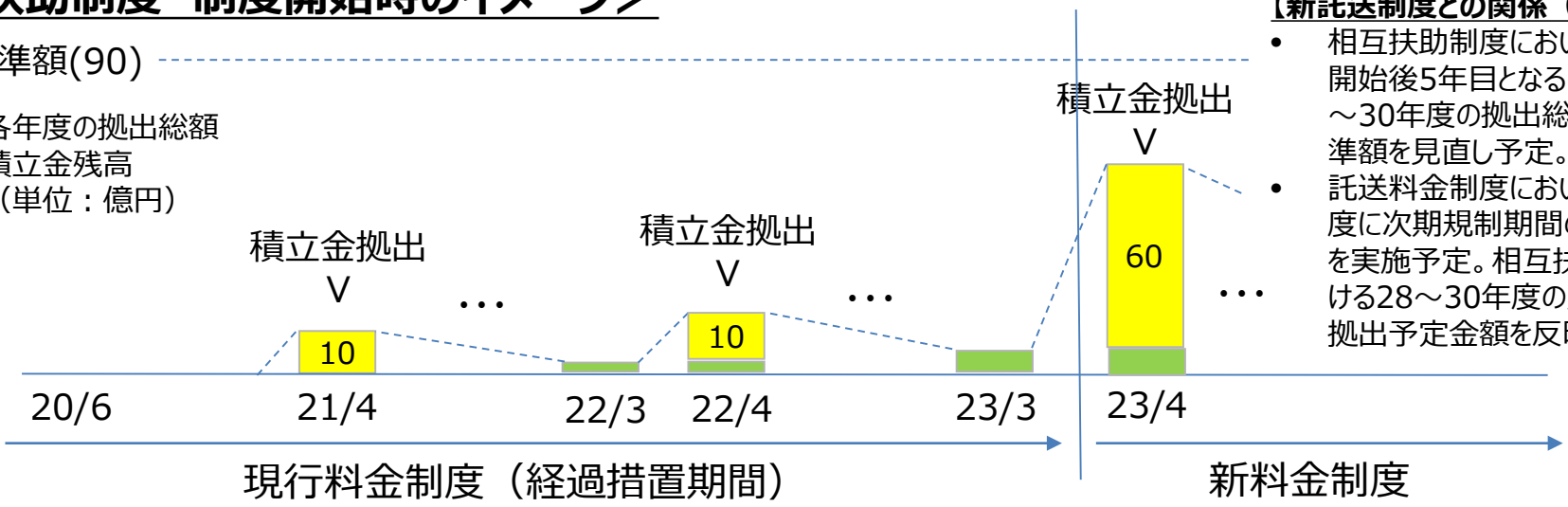
④ 新託送料金制度の開始前における拠出金の取扱い

- 相互扶助制度の対象となる費用については、現状でも託送料金のなかで災害対策という形で一部算入されているが、相互扶助制度の対象となる他電力応援費用や仮復旧費用等に相当する分を明確に切り分けることは困難である上、現行料金原価においては、将来の災害対応のために積み立てる費用については考慮されていない。
- そのため、現行料金制度下の2年間における拠出金額については、現行料金に含まれる各社の災害復旧修繕費（10社総額：年間約25億円）の内数とした上で、例えば、2018～2019年度の大規模災害における制度対象費用の概算結果（災害損失全体のうち約4割が対象）を踏まえ、総額で年間10億円※と設定してはどうか。

※電力広域機関の特別会費と同様に、需要規模kWhに応じて各社に按分

<相互扶助制度 制度開始時のイメージ>

積立基準額(90)
 ■ 各年度の拠出総額
 ■ 積立金残高
 (単位：億円)



【新託送制度との関係(案)】

- 相互扶助制度においては、制度開始後5年目となる25年度に26～30年度の拠出総額・積立基準額を見直し予定。
- 託送料金制度においては、27年度に次期規制期間の料金審査を実施予定。相互扶助制度における28～30年度の見直し後の拠出予定金額を反映予定。